

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出に変更が生じた場合

※下記のア～エを除く加算取得に影響のない軽微な変更については、届出が不要となる場合があります。詳細は事業者指定担当（障害）までお問い合わせください。

【届出様式等】

ア. 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位の変更

イ. 複数の事業所を 1 つの計画書にまとめて届出し、事業所の増減があった場合

（ア、イ共通）

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算変更届【別紙様式 5】
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式 2】
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式 2（添付書類 1）】

ウ. 就業規則、給与規定等の改正（福祉・介護職員の処遇改善に関する内容に限る。）

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算変更届【別紙様式 5】
- ② 改正後の就業規則、給与規定等

エ. キャリアパス要件等に関する適合状況に変更のあった場合

（該当する加算の区分に変更が生じる場合 又は加算（Ⅲ）若しくは加算（Ⅳ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。）

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算変更届【別紙様式 5】
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式 2】
- ③ 誓約書（福祉・介護職員処遇改善（特別）加算用）
- ④ 就業規則、給与規定等（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅲに係る変更の場合）
- ⑤ 資質向上のための計画（研修計画等）（キャリアパス要件Ⅱの⑤のアを新たに選択した場合）

※加算の区分が変動する場合は、各事業所に係る以下の書類も必要です。

- ⑥ 変更届出書（様式第 4 号）
- ⑦ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（介給届）
- ⑧ 介護給付費・訓練等給付費算定に係る体制等状況一覧表…当該サービスに係るもの

※加算額が増額となる変更の場合、各月 15 日までに届け出ることによってその翌月から新たな加算区分の算定が可能です。

枚方市福祉部
福祉指導監査課 障害指定担当
電話 072-841-1467(直通)
FAX 072-841-1322
Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp